

武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案に対する意見一覧

令和3年2月に公表した住民投票条例（仮称）骨子案に対して、市民、市議会各会派等、市職員から意見募集を行った。

下表は、いただいた意見要旨及び市の考え方を示したものである。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点1 住民投票の実施	対象年齢の拡大	年齢要件について、「現状は18歳というところで線を引いておき、将来的には拡大していく、という方向性も視野にいれながら」という懇談会の意見がある。15歳から18歳までの人でも、世の中の問題に関心を寄せて情報発信できたりする。市の将来に関わる住民という観点で、15歳以上に拡大するのはどうか。	今回、新たに住民投票制度を設けるにあたって、武蔵野市の自治の推進を考えたうえで、公職選挙法で規定されている国の選挙制度に準じることに合理性があるかどうかについて判断しました。 年齢要件については、懇談会においても議論されましたが、「なぜ15歳なのか、16歳なのか」を対外的に合理的に説明できる理由がないため、将来的に可能性を残しながら、公職選挙法に基づくこととしました。
2	論点1 住民投票の実施	発議主体の明確化	発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し、「首長」には決して発議権限を持たせるものではないことを厳格に明記することを求める。	〔5 住民投票の投票資格者〕において、投票資格者を「年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日から引き続き3年以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」と明記したうえで、〔6 住民投票の請求〕において、投票資格者が、その総数4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票実施の請求をすることができることを明記しています。住民投票を発議できるものとして、市長や議会を除くという規定をあえて設ける必要はなく、市長や議会の発議権を条例では規定しないことが、まさに「発議権限」を持たせるものではないことを示しています。
3	論点2 重要事項	判断の主体	市政に関する重大事項、除外規定該当の判断は何時、どの部署が行うのか。学識有識者等の第三者による審査会が、事前相談や判断を担うべき。	住民投票に付する事項が「市政に関する重要事項」であるかどうか、除外規定に該当するかどうかの判断を行うのは市長です。〔8 代表者証明書の交付等〕において、住民投票の実施を請求しようとする代表者が市長に対して、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書を提出し、当該事項が重要事項であること等の確認を求めることを明記します。 なお、代表者証明書の交付申請における市長の判断については、行政不服審査法に基づく不服申し立てができるほか、訴訟の対象となるため、第三者機関による決定の仕組みを設けることは不要と考えます。 また、必要署名数が集まれば市政に関する重要事項であると考えられることから、除外規定は市長が恣意的に除外することのないよう担保する必要があります。そのため、「その他住民投票に付することが適当でない」と明らかな事項は、「住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項」と明記し、逐条解説等で考え方を説明します。
4	論点2 重要事項	判断の主体	市長や議会が市民の意向と違う方向を向いている場合に住民投票を行うため、市長が安易に「適当でない」と判断しないようきちんと担保してほしい。あらかじめ第三者機関として審議会の構成員等を決めておき、そこで審議するというステップを踏んでもいいのではないか。	
5	論点2 重要事項	判断の主体	「市政に関する重要事項」に該当するかどうかは第三者機関が決定するという仕組みが必要ではないか。	
6	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) 住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」と判断するのは誰か。	
7	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) 住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」では曖昧さが残る。公序良俗に反するものなど誰がみても明らかに適当でないもの以外については、審議会などが判断するべきではないか。	
8	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) その他住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」の乱用を心配している。門前払いとなることを防ぐ、除外規定の乱用防止の措置が必要である。 どの項目に照らして除外するのかを広報し、行政だけの決定でなく、第三者機関が除外するか否かを定めるべきではないか。	
9	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) その他住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」の判断者の記載が欲しい。	
10	論点2 重要事項	判断の主体	重要事項か否かの判断はどのようなスキームで行われるのか。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
11	論点2 重要事項	重要事項の定義	住民意思をよりの確に反映し、地方自治を発展させるためには、できるだけ広い対象を認めることが必要。	本市の住民投票条例の趣旨から、「市政に関する重要事項は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と広く定義し、除外規定を限定的にしました。
12	論点2 重要事項	除外規定（全般）	法で禁止されていない限り、できるだけ除外規定は少なくすべきだと考える。骨子案に「国や都など、市以外が権限を持つ事項だとしても、それが市にとっての重要事項であり（以下、略）」とされていることは、良いと考える。	
13	論点2 重要事項	除外規定（1）	「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。」の規定は必要ないのではないか。理由①、前段で「市の権限に属さない事項」と言い切っているのに、敢えて含みのある規定は必要ない。人により解釈の幅が広く、今後の運用に支障をきたすのではないか。	
14	論点2 重要事項	除外規定（1）	「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。」の規定は必要ないのではないか。理由②、「市の権限に属さない事項」で、社会経済状況においての世論の高まり、人々の関心が過敏に高い時がある。その時に「市の権限に属さない事項」であるからと除外できるか心配だ。	
15	論点2 重要事項	除外規定（3）	「(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項」を除外規定とする理由は何か。組織上不具合がある、新しい部の設置を要望したいという市民意見が高まった場合に、住民投票することはできないのか。	市政運営は二元代表制が大前提であります。市長と議会が市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が起きた場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという地方自治法に基づく直接請求の制度は、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないか、と懇談会で議論されました。その結果、実施要件となる必要署名数の要件を有権者の50分の1よりも多い数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票が実施できる常設型の住民投票制度を設けるべきであるという方向性が示されました。このようなよほどの事態でコストをかけて実施することとなる住民投票において、市の組織運営などの内部的な事項を対象事項とすることが相応しいか検討し、そもそも、市長の執行権に属する(3)は除外することとしました。なお、自治基本条例第15条において市民参加の手続を規定しており、組織や財務に関する事項は、計画策定等の段階で市民の声を聴く仕組みがあります。
16	論点2 重要事項	除外規定（4）	「(4) 金銭の徴収に関する事項」について、「意見に偏りが生じる」のは当然ではないか。例えば、市内全域を禁煙にしてほしいということについては、金銭の徴収に関するものになってしまい住民投票の対象とならないのか。	地方自治法に基づく直接請求においても、地方公共団体を維持するために必要な経費をまかなうものであることから、市税等の徴収に関する事項は除外されています。なお、路上喫煙に対する過料も金銭の徴収なので対象外となりますが、ご意見のようなケースについては、市内全域を禁煙地区とすることについては是非かを問うものとして、住民投票の対象となり得るものと考えます。
17	論点2 重要事項	除外規定（5）	「(5) 特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」については、懇談会議事録にあるアメリカを参考にするのは適切ではなく、「(6) 住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」に含めても良いのではないか。	懇談会において、少数者を多数の意見で排除するのは危険であるという危機意識があったことからこの項目を設けています。例えば、クリーンセンターのような施設を「この地域に作るのは反対」という内容は住民全体の意思を表明するものとなるが、「この地域に作ってほしい」という内容では、一部の住民に市全体の負担を押し付けることになるため避けるべきだという議論があったため、重要な項目であると考えています。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
18	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を含めることについては賛成である。	骨子案で示したとおり、外国籍住民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないこととしました。
19	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支えあいのまちづくり」の視点にたち、在留期間などの要件を設けず、外国籍市民を投票資格者として認めていることを特に評価する。	
20	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を入れることに賛成である。	
21	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	「請求資格者」及び「投票資格者」に外国籍市民を含める考え方に賛成。条件に関しても日本人と同様でよく、外国籍市民だけ特別な条件を設定する必要はない。	
22	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	『18歳以上、外国人を含める』についてどちらも異論はない。特に外国人は入れない理由がわからないと思うほど、入れることが自然と考える。	
23	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民も武蔵野市で暮らす住民であり、市民サービスを受けるべき対象であることを考えると、外国籍市民を含めないとする理由が見当たらない。あくまで住民投票は市政運営へ反映する諮問型の制度であり、公職選挙法に基づいて人を選ぶ選挙とも違うと考える。	
24	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民の投票権については、骨子案のとおり日本人と同様でよいと考える。外国籍市民は現在0.2%ほど、逆にマイノリティとして、国籍による意思表示は見えにくいと思う。多様性社会の中では弱者の声を届けるしくみは別途きちんと確保すべき。	
25	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	賛成。外国籍の方を含めることで、実務面で選挙とは異なる運用が必要と考える。	
26	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めること、また在留期間などの要件もつけないことについて支持する。選挙管理委員会とよく調整して、実施可能な運用方法を検討していただきたい。	
27	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民も同じコミュニティで生活している人という観点から、投票資格者に含めることに賛成。多言語対応としては、国が作成している「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」で、外国人が希望する情報発信言語として挙げられているやさしい日本語と英語（余裕があれば、外国人住民の国籍として中国人が一番多いため中国語）を想定しておけばよいのではないかと。	
28	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を含むことは良いと思います。投票操作の危惧などについての備えはいかがでしょうか。	
29	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	市民として等しく市民サービスを受ける権利は内外問わず有するものとするため投票権を付与することについては賛成。ただし、短期の在留外国人に投票権を付与することに課題がないか懸念している。一定の要件を設けることも視野に入れ慎重な検討を求める。	本市においては、外国籍住民にのみ在留期間などの要件を設けることには明確な合理性がないと判断し、適法に在留資格を認められ本市に住民登録のある外国籍住民については、日本国籍を有する住民と同じ要件とすることが妥当であると考えます。
30	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは現実に即しており、民主主義の成熟と発展につながるので、投票資格者に永住外国人を含むべきとの案で良いと考える。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
31	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないことに反対。 ①公職選挙法への影響の考慮：選挙と住民投票の目的は異なるが、「投票権」では変わらない。自治体の条例で投票権を認めることで、国や都に求められるレベルが上昇することが懸念される。	<p>条例に基づく住民投票には法的拘束力はなく、参政権のうち公の意思の決定に参加する選挙権などは、明確に位置付けが異なる制度です。本市の自治のルールを定めた自治基本条例では、市民の要件に国籍の要素はありません。市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、共に地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えます。また、本市では第六期長期計画の中で、まちづくりの基本目標の一つに、「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を掲げており、「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しないまちづくりを推進する」方向性を強く打ち出していることから、この実現のためには、外国籍住民も投票資格者に含めることが必要であると考えました。</p> <p>本制度は、あくまでも本市の市民自治を推進するためのひとつの手法であり、二元代表制で市政運営を行うことや「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」が自治の基本原則であることを覆すものではないと考えます。</p>
32	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないことに反対。 ②国の保安の観点：今後の外国籍市民の割合によっては、外国籍市民の署名だけで住民投票が行われることもあり得る。あくまで参考として取り扱うべきであり、投票権を与えることはリスクがあると考えられる。	
33	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民は含めないほうが良い。十分に住民投票の経験がない現時点では見送り、改めて検討するべきだと思う。共生社会の実現という意味では、外国籍市民に限らないが、YesかNoの意思表示しかできない住民投票のチャンスを活用するのではなく、日常生活の中において自らの意思を実行できるような支援体制を整えるべき。	
34	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えられる。理由①、市民の定義に国籍の要素がないからと言って投票権を外国籍市民に付与する理由にはならない。	
35	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えられる。理由②、住民投票は選挙で選ばれた市長、選挙で選ばれた議員で構成される議会を補完するものである。よって住民投票の投票資格者は同じく市長、議員を選挙した市民(有権者)とすることが妥当。	
36	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えられる。理由③、納税を理由に投票権を付与すべきとの意見があるが、公職選挙法では、納税の有無に関係なく、18歳以上の国民に選挙権が付与されている。	
37	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えられる。理由④、国家の3要素は、国民、主権、領土である。廃置分合、境界変更は国家で言えば領土の変更である。国の根幹にかかわる問題であり、当然に国民の声を聞く必要がある。このことを自治体に置き換え、領土は市の領域と考えれば、当然に日本国民の声を聞くことが妥当ではないか。	
38	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えられる。理由⑤、選挙人名簿の範囲外の人の特定、管理など、正確な行政事務手続きが可能なのか。	
39	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えられる。理由⑥、合併特例法による投票には外国籍市民は含まれない。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
40	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えます。理由⑦、外国籍市民への参政権につながる恐れがあり慎重な対応が必要。	参政権の定義にはいろいろな考え方がありますが、その代表は選挙権です。選挙権は、政治を担う代表者を選ぶものであり、また、投票の結果が当落を厳密に定める拘束型の投票制度です。一方、市の条例に基づく住民投票は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというものであり、政治を行う代表者を選ぶ選挙とは性質が異なるとともに、法的拘束力を持たない諮問型という位置付けです。「代表者を選ぶこと」「拘束型の投票であること」を前提に議論されている外国人参政権の問題と、市の住民投票条例の中で外国籍住民が投票資格者となるということとは別の議論であると考えます。
41	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	「市民権」に関わる重大事案である。多国籍国家である米国や多国籍国家政策に取り組んだ英国の事例を踏まえて、共生社会の表裏を自治体が背負う覚悟と骨格を明確にさせていただきたい。すでに本市においても、3,223名の外国籍の市民がおり、今後の家族結合によっては、人口構成に影響を与える重大要素である。また、当然のことながら、経済活動を伴うことから、今後他の事象も想定して慎重な判断が求められる。本条例の権能を鑑みれば、住民自治のルールであっても、法治国家の法制度の枠を超えて、独自の治外法権領域を形成することは、他の法体系と市民生活の秩序と混乱に影響を及ぼすものとする。居住地登録年限の妥当性を示し、根拠を法令と結びつける必要がある。再考を求める。	市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。住民投票の請求に必要な署名数は、要件を高く設定することで、一部の住民にのみ利益を誘導するようなことはできないようにしています。また、外国籍住民を含めた住民投票の結果に法的拘束力はなく、住民投票の結果を踏まえて市政の重要事項に関して決定するのは、選挙による信託を受けた市長と議会であり、現行の二元代表制の仕組みを否定するものではありません。住所要件としては、公職選挙法の規定に準じて「引き続き3か月以上」としています。懇談会においても、外国籍住民のみ追加の要件（3年以上在住等）を設けるべきではないという議論がありました。
42	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	事業者の意見はどのように反映されていくのか。自治基本条例で定める「市民」の定義には事業者が含まれる。行政と事業者が関わる場面が増えてきており、他の自治体と比較して産業振興にしっかり取り組んでいるからこそ、「住民」の定義には事業者が含まれなかったとしても、まちづくりのなかで事業者は動いているということを残してほしい。	住民投票の投票資格者は「武蔵野市に住所を有する18歳以上の者」と自治基本条例で規定しています。「市民」の定義は、在住・在勤・在学、事業者も含めていますが、住民投票の場合は、投票資格者名簿の調製などの実務上の理由から、住民基本台帳の情報に基づく事務を前提としないで執行が著しく困難となります。自治全体の仕組みとして、住民投票以外で事業者の皆さんからご意見を伺う方法を検討していく必要があると認識しています。
43	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	「意見を尊重する」ということは住民投票に限らない。投票資格者に含まれない世代の意見はどのように集められるのか。意見を持っているけど言えない、資料を読む時間が無い、分からないという状況がある。取りこぼしてしまう部分について声を聴く場を設けてほしい。	市民自治全般に対するご意見として承ります。なお、住民投票は、公職選挙法に基づく選挙に準じて行うことから、事業者に投票という形で意思を表明していただくことはできません。しかし、投票を勧誘するなどの住民投票運動を通して、意思を表明することは可能です。住民投票において、18歳未満の方の意見をどのように反映させるかは、今後の研究課題であると認識しています。
44	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	外国人を含めるのには賛成だが、納税者であるという視点があるのなら、事業者の声を聴く枠組みも考えて欲しい。例えば景観など決められる住民投票だと、事業者にも影響が及ぶ可能性が高くなる。また、中高生の無作為ワークショップなども行ってきた経緯や、子どもの権利条例検討の流れもある。こうした世代の声を聴くことも大切。	
45	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	18歳未満の子がいる場合、その法定代理人に2票もたせてもよいと思う。	ご意見として承ります。なお、投票に関する事項は、条例に定めるものを除き、公職選挙法のほか、市の選挙執行規程等に準拠するため、法定代理人が2人以上いる場合の確認方法など、実務上の対応は困難であると考えられます。
46	論点3 住民投票の投票資格者	要件	集団的な転入者（住民投票のみの為の）に対する排除対策が必要ではないか。	投票資格者の住所要件は「引き続き3か月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」としています。また、署名審査のための名簿の基準日は代表者証明書交付申請日時点、投票資格者名簿の基準日は投票期日の告示の日の前日時点、住民投票の期日は実施の告示の日から起算して最長で90日以内としており、これらにより一時的に有権者となることを目的とした転入を防ぐことが可能と考えます。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
47	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	市全体に関わる重要事項について住民投票に付すという趣旨を考えると、4分の1以上という署名要件は決して多くなく、4分の1以上の署名が集まればこそ趣旨のとおり重要事項と考える。4分の1以上よりハードルを下げるとしても、法の規定で議会の議決を要せずに投票結果が拘束される6分の1以上よりも下げてはいけないと考える。	骨子案で示したとおり、必要署名数は投票資格者の4分の1以上としました。
48	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	賛成。合併協議会の設置を要求する水準よりは性質上厳しくしてよいと思う。	
49	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	必要署名数が投票資格者の4分の1というのは、ハードルが高すぎるのではないか。本市の過去の事例から見ても、非現実的である。	市政運営は二元代表制が大前提であります。市長と議会が市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が起きた場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという地方自治法に基づく直接請求の制度は、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないか、と懇談会で議論されました。その結果、実施要件となる必要署名数の要件を有権者の50分の1よりも多数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票が実施できる常設型の住民投票制度を設けるべきであるという方向性が示され、それに基づき必要署名数の要件を検討しました。 現行制度における住民投票では、投票結果をもって議会が議決したものとみなすとしている合併特例法の6分の1という必要署名数の要件がひとつのラインであり、これより下げるとは二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えます。また、本市における住民投票制度は、地方自治法に基づき市長・議会に対して不信任を示すリコールができる署名数（3分の1）と同じ重さを持つまでとは言えないと考えられることから、6分の1以上で3分の1よりも少ない範囲で検討を行いました。そして、本市の住民投票制度の趣旨を踏まえ、その範囲内で最も高いハードルである4分の1以上と設定しました。
50	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	近年になって常設型住民投票条例を制定した自治体では、6分の1以上や5分の1以上など、必要署名数を少なくする自治体が多くなっている。海外の例と比べても、高いハードルとなると思われる。必要署名数は4分の1以上よりも少なくするべきと考える。	
51	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件について	投票資格者の4分の1(約32,000件)は市長選での当選者得票数約34,000とほぼ同じ数字である。だとしたら市長を決められるくらいの人数に声を届けて賛成してもらって、さらに署名までしてもらわないといけな。署名はかなり抵抗があるもので、14万市民全員に賛同してもらっても32,000人に署名してもらえるかはわからない。	
52	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	4分の1はかなり厳しいと感じる。投票結果が即市政の変更につながるわけでない中で、これだけの数を集めないと住民投票にかけられないとなると、住民投票自体が実現不可能なものと市民は感じると思う。	
53	論点4 住民投票の請求	署名要件	必要署名数は投票資格者の10分の1が適当。2か月以内におよそ13,000人前後の署名であれば、濫用の恐れもないと思われる。直近の横浜市の直接請求の事例からも、住民投票制度は市民自治の制度として過大な要件を求めず、現実的に使いやすい制度として設計されるべき。	
54	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	10分の1以上で良いのではないかと。法律上の制度でも、リコールや直接請求はほとんど成立していない。ハードルが低いのがいいとは言えないが、4分の1以上では高すぎる。	
55	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	投票資格者の4分の1以上の署名数はハードルが高い。10分の1以上とすることを求める。	
56	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	「投票資格者＝署名をできる人」であるならば、その条件がわかりやすく伝わると思う。	〔9 署名等を求める手続〕において、住民投票の実施を請求する代表者は、投票資格者に対し署名等を求める旨を記載しています。ここでいう投票資格者とは、代表者証明書交付申請日現在において投票資格のある方です。
57	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	署名ができる人の条件に触れられていないことが気になる。要件を設けないことで、住民投票が乱発されることが懸念される。	
58	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	署名をできる人の条件はないのか。	
59	論点4 住民投票の請求	署名に関する罰則規定	愛知のリコール運動のように偽りの署名等があった場合の罰則規定等は定めるのでしょうか？	愛知県知事リコール運動の署名偽造問題を受けて、〔署名収集における禁止事項〕を新たに設けました。これは、罰則のない規定としていますが、暴行、脅迫、署名の偽造等刑法に触れるような行為があった場合は、関係機関と協議のうえ、しかるべく対応することができます。また、刑法による対応のほか、実務上は、提出された署名簿の縦覧の仕組みを設けることにより、対応できると考えています。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
60	論点4 住民投票の請求	その他	請求時や実施時に住民投票に係るコストも合わせてお知らせしてほしい。	ご意見として承ります。なお、住民投票を実施するにあたり、1回のコストとして約4,200万円ほどを想定しています。ただし、社会情勢の変化や法改正等により増減することも考えられます。
61	論点5 署名の収集期間	署名の収集期間	4分の1以上であれば短すぎると思うが、実際集める期間としてはこれくらいでないと投票までに期間がかかりすぎるので、妥当ではないかと思う。	骨子案で示したとおり、署名の収集期間は2か月としました。
62	論点5 署名の収集期間	押印の取扱い	署名の収集期間に異論はない。一方で、コロナの影響で押印の廃止が進んでいるが、住民投票請求における署名の押印はどのような取扱いになるのか。また、外国籍市民の署名における押印はどのように取り扱うことを想定しているのか。	地方自治法の改正にあわせ、押印不要としました。
63	論点6 署名簿の審査期間	不正への対策	審査期間に異論はないが、愛知県知事リコールにおける署名収集の不正のように、同一人物による筆跡の確認など、審査のノウハウは選挙管理委員会事務局は持っているのか。マニュアルの作成等しっかり準備しておく必要があると考える。	署名審査等の事務マニュアルを作成することを予定しています。なお、大規模災害などやむを得ない事情がある場合に限り、審査期間を延長することができるとします。
64	論点6 署名簿の審査期間	不正への対策	愛知県知事のリコール運動でもあったように、署名の有効性が厳しく問われ、その時の住民投票自体が成立するかどうかということになる。署名数が多ければそれなりに審査の時間を必要とする。コロナや他の感染症が拡大することも想定し、きちんとした時間を確保するべき。	
65	論点7 住民投票の結果	全般	自治基本条例に基づき、住民投票の成立・不成立にかかわらず、開票し、結果を公表することを特に評価する。	骨子案で示したとおり、行政の透明性を確保するため、住民投票の成立・不成立にかかわらず、開票し、結果を公表することとしました。
66	論点7 住民投票の結果	尊重について	「尊重する」とは具体的にどういうことか。成立しなかったときの尊重と、成立したときの尊重に違いはあるのか。	本市の住民投票制度は、あくまでも二元代表制を補完する仕組みであり、市長と議会は結果に拘束されません。成立した投票結果を踏まえ、市長と議会は市政へ反映させるかどうか議論したうえで、意思決定することになります。
67	論点7 住民投票の結果	尊重について	拘束型ではないため、成立要件は大きな意味を持たないのではないかと。	懇談会における議論で、投票数が少ない場合についてまでも、市長と議会が結果を尊重することは適切ではないため、一定の成立要件を設定する必要があるという方向性が出されました。また、一人でも多くの住民に考え、投票していただくことで、投票結果に信頼性を持たせることができると考え成立要件を設定しました。
68	論点7 住民投票の結果	結果の内容	『成立した住民投票の結果』とは、①成立した住民投票において得票率が高かった方の選択肢なのか、②投票率や各選択肢の得票率など全体的な結果なのか明確にする必要がある。	「成立した住民投票の結果」とは、得票率の高かった選択肢だけではなく、得票率の低かった選択肢への投票数や全体の投票率も含めた投票結果の全体です。
69	論点7 住民投票の結果	結果の内容	外国籍市民を投票資格者とし、多様な意見を市政に反映させようとする試みは理解するところであるが、住民投票の結果を受けて行われる市長の判断の参考となるよう、選挙権を有する市民と選挙権を有しない外国籍市民との投票結果を分けるべきではないか。 例えば、「外国籍市民にとっては関心の薄い事項に関して、仮に日本国籍市民のみであれば住民投票が成立した場合において、その結果を成立に準じる形である程度尊重する必要があるのではないか」「全体としては多数意見ではないが、特に外国籍市民の投票結果が少数意見側に著しく偏っている場合、市政運営においてある程度考慮する必要があるのではないか」といった論点が生ずる場合に、投票結果を日本国籍であるか否かで分別して公表していなければ、市長の判断に資する諮問とはならない可能性があると考えられる。	市民自治の推進の観点から投票資格者として外国籍住民を含める以上、投票結果を区別する必要はないと考えます。 また、投開票の際に、投票資格者の属性を把握することは困難であると考えます。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
70	論点7 住民投票の結果	結果の内容	投票率が低いにも関わらず、賛成・反対に極端に結果が触れたときなどがある場合に備え、結果のみが独り歩きしないよう、結果を広報するであろう議員、マスコミ等に表記に配慮するように求めてほしい。	骨子案で示したとおり、公表する投票結果は以下の内容を想定しており、規則で定める予定です。 (1)投票日、(2)住民投票事項名、(3)投票日における投票資格者数、(4)投票総数、(5)投票率、(6)有効投票数、(7)無効投票数、(8)投票の成立又は不成立、(9)賛成又は選択肢Aの投票数、(10)反対又は選択肢Bの投票数 なお、署名数については、住民投票の実施を決定した際の告示に含みませ。
71	論点7 住民投票の結果	結果の内容	結果公表は既に自治基本条例に規定され良いことと思うが「請求署名数以下の投票数で、100%近い賛成」であった場合等特殊な状況の公表による社会的影響は考慮しないか。	市政の重要事項について住民の意思を直接確認し、市政に反映させることを目的とする住民投票制度の趣旨を鑑みると、一定の支持率ではなく、より多くの住民が投票に参加し、その結果を尊重すべきと考えます。
72	論点8 成立要件	成立要件について	市の重要事項について、投票資格者の4分の1強で賛否が決まってしまふのはハードルが低い。得票率を要件としたほうがいいのではないか。	「投票総数が投票資格者総数の2分の1以上」という成立要件は、厳しい条件だと思う。過去の選挙での平均投票率や国の投票制度よりも投票資格者が多いことから、成立する可能性はかなり低いと思われる。
73	論点8 成立要件	成立要件について	投票率でその投票内容が尊重されるべきか判断できるという意見には賛成だが、その投票率を例えば50%とすると、武蔵野市長選挙も市議会選挙も投票率は50%以下なので両者とも尊重されないでいいということになってしまう。市長選・市議選と比較してどの程度重要なものを住民投票として認めるか、それをもって成立条件を設定するのはいかがか。	懇談会において、市及び市民全体に影響を及ぼす重要事項について、住民に直接その賛成又は反対の意思を確認し、市政に反映させることを目的とした住民投票の結果を尊重するにあたっては、投票数が少ない場合についてまで結果を尊重することは適切ではなく、一定の成立要件を設定する必要があることが議論されました。 本市では、住民投票実施請求における署名収集の要件を投票資格者の4分の1以上として検討を進めています。署名簿への記載は、住民投票実施の趣旨に同意する者が記載すると考えられ、その署名収集をもって実施される住民投票は、より広い住民意思を確認する必要があるため、住民投票の成立要件は署名収集要件よりも高く設定する必要があります。そのうえで、投票しなかった人に対しても、投票結果に信頼性を持たせることができる水準をどこに設定するか検討した結果、投票総数が投票資格者総数の2分の1以上の場合に成立するものとなりました。
74	論点8 成立要件	成立要件について	諮問型の住民投票といえど、その投票への参加者が少ない結果にまで尊重することは望ましくないと考えるため、少なくとも投票資格者の半分以上が投票した場合に成立とする要件は妥当だと考える。	骨子案で示したとおり、投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一又は同趣旨の事案については請求を行えないこととしました。 代表者証明書の交付申請があった際に、請求された事項名だけでなく、請求の趣旨を確認したうえで、同一案件でないかどうかを市長が判断します。
75	論点8 成立要件	成立要件について	諮問型の住民投票といえど、その投票への参加者が少ない結果にまで尊重することは望ましくないと考えるため、少なくとも投票資格者の半分以上が投票した場合に成立とする要件は妥当だと考える。	重要事項の判断はNo.3～10のとおりです。市長は、重要事項に該当するか、設問の設定が定められた形式に合致するか、請求者が投票資格者であるかを確認し、代表者証明書を交付するか否かを決定します。代表者証明書の不交付については、行政不服申し立てや訴訟の提起が可能です。
76	論点9 住民投票の請求の制限	制限期間	財政面を考えると、制限期間を2年間と設けることは妥当だと思う。	〔23 期日前投票等〕において定めます。
77	論点9 住民投票の請求の制限	判断基準	同内容で頻繁に住民投票が行われると、行政側の通常業務への影響も大きく、現実的ではないと考えるため、制限期間は妥当と考える。一方で、何をもって同一案件と判断するのか。	ご意見のとおり、様々な課題があるため、原則は同日実施しない方向で考えています。しかし、住民投票の案件の内容や請求のタイミングなどにより、課題の度合いが比較的小さいと判断できる場合は、コスト削減等のメリットが見込めるため、選挙との同日実施をすることができることとします。
78	論点10 住民投票の形式	設問の設定	市長や議会が取り組まない事項について住民投票するのももかわらず、「重要事項に該当するかどうか」の判断を市長がしていいのか。	ご意見を踏まえ、「情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない」としました。
79	論点12 住民投票の期日	期日前投票	期日前投票について定めるのか。	市長が恣意的な情報提供を行うという事態を避けるために、理念的に中立性について規定する必要があると判断しました。
80	論点12 住民投票の期日	投票期日と同時に選挙が行われる場合	選挙と同時に実施するデメリットが大きいため、別日実施を原則としてはどうか。住民投票は必要なコストであるため、「コスト削減」という文言はないほうがいい。	
81	論点12 住民投票の期日	投票期日と同時に選挙が行われる場合	住民投票を選挙と同日に行えば、選挙運動や選挙への態度に投票資格者が影響されることになる恐れがある。したがって同日に行うべきではない。	
82	論点13 情報提供	情報提供の方法	努力規定ではなく、義務規定とすべき。	
83	論点13 情報提供	中立性について	誰が「客観的かつ中立的」であると判断するのか。市長は政治信条があるなかで中立的な立場での情報提供は難しいのではないか。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
84	論点 13 情報提供	情報提供の方法	憲法改正に係る国民投票のように、議会で広報協議会のようなものを設置しないのか。	国民投票広報協議会は、憲法改正の発議及び国民投票の実施主体となる国会（議員）により設置されるものです。一方、市の住民投票においては、執行者である市長に対して情報提供を行うことを義務付けており、議会に対する広報協議会の設置義務は規定しません。
85	論点 13 情報提供	中立性について	「賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく」とあるが、国民投票では、広報協議会が賛成意見及び反対意見を出すこととなっている。市の住民投票では賛否意見を出さないのか。また、出す場合はどのようにその意見を作るのか。	憲法改正とは異なり、住民発議の投票であるため、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、市長が住民投票の執行者としてしっかり情報提供を行うことが、中立的な情報提供であると考えています。
86	論点 13 情報提供	客観的かつ中立的な情報提供について	市政、市長に不満があることから住民投票が行われることが多いことを想定すると、市長が客観的かつ中立的に情報提供が行われるか疑問が残る。究極的な「客観的かつ中立的」な行動とは、何もしないことにならないか。また、骨子案に記載のある「客観的かつ中立的な情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、情報提供を行うということの意味します」では行政資料と異なる見解を持つ側の意見が示せないことになる。選挙管理委員会、もしくは、第三者組織を設け、賛成側、反対側双方の情報と同じレベルになるようにするとともに、市報などを活用し市側の意見のみが市民に周知されることがないようにも規定すべき。	住民投票の実施にあたっては、住民投票に対する関心を高めるとともに、投票資格者が自らの判断に基づき投票できるよう、市から情報提供を行うことが不可欠となることから、市が情報提供を行うことを義務付けます。また、情報提供の仕方によっては住民投票の結果に偏った影響が出る可能性があるため、市による恣意的な情報提供が行われることを避けるため、情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない旨を規定します。市が行う情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、投票資格者が理解しやすいように整理し、情報提供を行うということを意味します。
87	論点 14 投票運動	投票運動	これまで各地で行われた住民投票でも、投票運動はたいてい自由でできるようになっており、戸別訪問や自由な宣伝活動など、「原則自由」にすると案（案 1）で良いと考える。	骨子案で示したとおり、住民投票運動は自由であることを明記したうえで、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならないことや、投票事務関係者の投票運動を制限することとします。
88	論点 14 投票運動	投票運動できる人について	住民投票運動をすることができない投票事務関係者について、地位を利用したものでなければ市民として投票運動をしてもいいのではないのか。	例えば、病院や老人ホーム等の施設で不在者投票を管理する者が、業務上の地位を利用して住民投票運動をすることは望ましくないと考えています。職務と個人を分けて活動したとしても、対外的に見たときに信ぴょう性が疑われる懸念があるためです。住民投票運動の規制は、投票の公正性を保つために、最低限のものとしします。
89	論点 14 投票運動	投票運動できる人について	住民投票の投票資格者及び実施請求者は「住民」であるが、投票運動を行うことができる主体は「住民」に限定されるのか。公務員の投票運動についても一律に制限されていないが、市職員でも「住民」であれば投票運動ができるという理解で良いのか。	投票事務の公正な執行を確保することを目的として、投票事務関係者の住民投票運動を制限していますが、それ以外は特段の制限はありません。
90	論点 14 投票運動	投票運動の規制	SNS でのフェイクの拡散や、ネガティブキャンペーンなど人権問題にかかわる行為について、公平公正な視点で、ファクトチェック・注意勧告等を行う必要があるのではないのか。場合によっては、住民投票の結果の信頼性に関わり、さらなる分断を招く可能性がある。	憲法改正における国民投票運動での規定を参考に、広く市民が萎縮することなく活発な議論を行えることとするため、住民投票運動は原則自由としましたが、買収や強迫など必要最小限の制限は設ける必要があると判断しました。
91	論点 14 投票運動	投票運動の規制	愛知県の事例から、資金的に有利なものが署名を集めることや投票依頼をすることで情報提供も含めて賛否双方が公平にならないことへの懸念がある。また、売名行為で行なわれること、ネット上も含めた誹謗中傷も可能となること、武蔵野市以外でも活動が可能となることへの対応策も必要である。	インターネット上の主張などを規制することは、表現の自由に関わることであり、非常に困難であると考えます。一方で、事実でない数字等が独り歩きして健全な議論が妨げられることを防ぐため、市として中立的な立場に留意しつつ、必要な情報提供を行うこととします。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
92	論点 14 投票運動	投票運動の規制	「原則自由」の文言を削除し、禁止行為を詳細に定めることを求める。 「原則」の定義と「自由」の範囲を限定できずに、「原則自由」の文言を明記することは、恣意的判断や作為の余地を残す事になる。公職選挙法に定められている違反でさえも、調査・摘発・指導ができない本市の状況を踏まえると、過度の自由度を付与することは、市民生活の混乱を生じかねない。本条例を、画餅とすることなく、実効性のあるものとするならば、その覚悟と姿勢を示すことは、自治体の責務である。	投票運動は、「買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない」と判断することとします。また、「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」と判断する基準は、別途規則で定める予定です。
93	論点 14 投票運動	投票運動の規制	投票運動は期間限定ではなく署名収集前からも行えるため、行政が積極的にファクトチェックを行うのは困難。あくまでも注意喚起をしたうえで、客観的かつ中立的な情報提供に注力するとした方がよいのではないかと考えます。	ご意見のとおりと考えます。
94	論点 14 投票運動	投票運動の規制	選挙期間と被った際、どのような配慮が行われるのか。	選挙期間と重複する期間において、例えば住民投票運動としての戸別訪問を行った場合、外見からは選挙運動と区別がつきにくく、公職選挙法に抵触すると判断される恐れがあります。また、選挙と住民投票を同時に行うことは、理念面・実務面でのデメリットが大きいと考えるため、本市では原則として投票日を変更することとします。なお、選挙期間において当該選挙の候補者等が行う選挙運動又は政治活動が住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。
95	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	境界変更の規模については、「丁目」に統一したほうが良いのではないかと考えます。	境界変更は「一つの丁目以上の規模のもの」としました。
96	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	「市内の一つの町や丁目以上」とあるが、「丁目以上」とすれば町も含まれることとなるのではないかと考えます。	
97	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	実際のところ市境のほとんどは境界確定ができていないが、隣市との境界確定は必要に応じて当事者間での協議、確認により行っている。この条例で言うところの境界変更は、例えばマンション棟レベル、一街区レベル、一丁目レベル、道路一区間レベル、飛び地などを指しているのか。	
98	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	廃置分合と境界変更を切り離して考えるならば、自治基本条例第19条の改正が必要。	自治基本条例第19条における境界変更の定義を「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして別に条例で定めるものに限る。」と改正する必要があると認識しています。
99	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併は非常に重大な事項なので、法律に基づく住民投票が実施された場合でも、住民投票を再度実施してもいいのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、合併特例法に基づく合併協議会の設置要求のための住民投票と、合併協議会における協議を経て合併に関する議決を行う前の本市の住民投票制度による住民投票は、その目的が異なることから、骨子案の内容を見直し、住民投票を実施することとしました。
100	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併協議会が、住民の意思を反映できるような構成でなければ、住民意思を確認できるようにしておいたほうがよいのではないかと考えます。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
101	論点 15 廃置分合と境界 変更	合併特例法に基づ く投票が実施され たときの取扱い	合併協議会との整合については、協議会において住民の声を聴く機能が担保されないのであれば、住民投票を方法として残すのがいいのではないか。	ご意見を踏まえ、合併特例法に基づく合併協議会の設置要求のための住民投票と、合併協議会における協議を経て合併に関する議決を行う前の本市の住民投票制度による住民投票は、その目的が異なることから、骨子案の内容を見直し、住民投票を実施することとしました。
102	論点 15 廃置分合と境界 変更	合併特例法に基づ く投票が実施され たときの取扱い	市条例による住民投票実施を適用除外とすることに疑問を感じる。合併特例法が予定しているのは、合併協議会の設立の請求であり、住民投票条例が予定しているのは、合併協議会で合併に関する協議が整ったのちである。確かに2回投票を行うことは極めて非経済的であると考え、上記2つのことは、フェーズが全く異なり、投票で求められていることが違う。	
103	論点 15 廃置分合と境界 変更	合併特例法に基づ く投票が実施され たときの取扱い	市町村合併の問題は、今の自分たちの自治体がなくなるかどうかという、住民の暮らしと自治にとって最も根本的な問題である。合併特例法の改正時には、合併協議会を設置するという住民投票がたとえ行われたとしても、合併するかどうかの最後の決定に当たっては、やはり住民投票が大事なのだという付帯決議がついている。「ほぼ同様の趣旨で2回の投票を行うことは極めて非経済的である」ということではないと考えられるため、地方自治法第7条第6項の議決前に住民投票を実施すべきだと考える。	
104	論点 15 廃置分合と境界 変更	投票結果	廃置分合と境界変更が自治体の憲法事項にあたり、署名収集を要さず必ず住民投票を行うものと重く位置付けるのであれば、その投票結果を他の住民投票結果より重くすることは可能なのか。	成立した住民投票の結果に対する市の尊重義務について、付議事項の内容に応じてその度合いを変えることは困難であると考えます。なお、廃置分合・境界変更に関する住民投票の実施は署名収集を要しませんが、成立要件は、それ以外の付議事項に関する住民投票と同様としています。
105	その他	全体	他の論点については概ね賛成。	様々なご意見を踏まえて、条例素案を検討しました。
106	その他	前提	本条例素案は、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」を踏まえて示されたものと理解してよろしいか。	「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」における議論を踏まえ、他自治体における先例の調査や市内の「武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会」における多角的な視点からの検証を行い骨子案をまとめました。また、その骨子案に対する市民・議会・職員からの意見聴取を踏まえて、さらなる検討を行い、条例素案を公表したところです。
107	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の「住民投票制度検討の背景」では、他の自治体に遅れて、本市が「自治基本条例」制定に至った今日的意義が読み取れない。記述の加筆修正を求める。	「I 住民投票条例の検討について」では、住民投票条例（仮称）の制定の検討に至った経緯について、その概略を記載しており、現時点で加筆又は修正をする必要はないと判断しました。
108	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、懇談会では「外国人の投票権利」について、深く議論されている。グローバル化する社会における「市民・住民とは誰か」という「市民権の付与」について、記載する必要がある。	市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。本市の住民投票制度は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問う、法的拘束力を持たない諮問型という位置付けであり、本市における市民自治の推進を図るものです。よって、同じ住民である外国籍の方も投票資格者に含めることとしています。政治を行う代表者を選ぶ選挙権を付与するというものではありません。
109	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、住民投票条例の誤った行使により、人権侵害や権利拘束などの意図せざる結果を招くため、慎重に判断すべきとの深い議論があった。結果、常設型にする大義として「廃置分合・境界指定」と限定された「市政に関する重要事項」のみに限定し、「常設型」とする結論に至っていると理解している。極めて重要な論点であるため、加筆を求める。	懇談会においては、本市における住民投票制度導入の可否から議論され、アメリカの事例を挙げて、少数者に対する差別や権利侵害を招く危険性もある制度であるため慎重な検討が必要だという意見がありました。議論の結果、市民自治の推進を目的として、市の憲法事項である廃置分合・境界変更を実施しようとするときは、必ず民意に諮るという、本市独自の方向性が示されました。さらに、それ以外の市政に関する重要事項については、実施の要件としての必要署名数の要件を高く設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とするという方向性が示されたことから、この度の条例制定に向けた検討を行っているところであり、その旨を前提として条例素案に記載しています。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
110	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、懇談会においては、住民投票は「拘束型」とすることは、日本国憲法においても地方自治法においても認めていないことを言及した上で、本市においては「諮問型」と位置づけ、最終的には議会が決めると議論されている。位置づけを明確に記載することを求める。	「I 住民投票条例の検討について」では、住民投票条例（仮称）の制定の検討に至った経緯について、その概略を記載しています。条例に基づく住民投票に法的拘束力を持たせることができないため諮問型という位置付けであること、成立した結果を市は尊重する義務があることについては、〔33 投票結果の尊重〕で明記しています。
111	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、「議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型住民投票制度」「伝家の宝刀」等の表現は、本条例を定める目的ではない。代表民主制である議会の権能を、著しく貶める印象を与えかねない。また、同時に市民の選挙権・被選挙権等の参政権をもおびやかす誤解を招きかねない。削除を求める。	本条例は、市民自治の推進を目的として、新たな自治の仕組みの一つとして制定するものです。市政運営は、二元代表制が大原則です。そのうえでどうしても市民が納得のいかない場合に限り、実施の要件としての必要署名数の要件を高く設定したうえで議会の議決を要せずに住民投票を実施できる本制度は、二元代表制を補完するものであり、この制度の存在により、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと考えます。
112	その他	前提	住民投票を機能させていくためには、そもそもの住民の市政参加が欠かせない。さらなる市民自治実現のための情報公開、情報提供、広報広聴に力を入れていく必要がある。	ご意見のとおりと考えます。
113	その他	全体について	他自治体についても研究されており、なぜそうしたかの根拠や考え方の解説が丁寧なされていて、とてもよくできていると思う。	懇談会での議論の蓄積の内容を基本的な前提としながら、様々なご意見を参考にして条例制定に向けた検討を進めています。
114	その他	全体について	市民自治を重要視した内容ではないか。	
115	その他	全体について	様々な意見をくみ取り議論されている様子がみえて評価する。今後、為政者や議会の構成、社会情勢の変化によって、この条例が改正されることもあり得るのか。憲法改正のように歯止めがかかるしくみが担保されているのか。	現時点で改正は見込んでいません。改正の必要性が生じた場合は、自治基本条例第 15 条の市民参加の手続を経たうえで、議会での審議を経ることとなります。
116	その他	市民周知について	住民投票条例は市民にとってあまり認識が広まっていないように思えるが、その点はどのように考えているか。	自治に関する重要事項であるため、広く市民の方に知っていただくのが非常に重要だと考えています。ご意見を踏まえて、コロナ禍で実施可能な方法を検討し、無作為抽出市民アンケートや、コミュニティセンターでの意見交換会を行いました。また、自治基本条例に関する PR 動画を作成し公開するとともに、様々な機会を捉えて周知を行いました。
117	その他	市民周知について	自治基本条例と議会基本条例の同時施行に関するイベントは未実施となっているが、その状況で市民にとって重要な住民投票条例についての周知がパブコメだけでよいのか。例えば無作為抽出ワークショップなどを行い、関心の少なかった市民にも住民投票条例のことを知っていただき、より広く市民周知ができればと思うがいかがか。	
118	その他	市民周知について	コロナ禍で様々な取組みを進めることが難しい状況だが、アンケート対象者に自治基本条例の周知動画を見てもらうことや、オンラインによるワークショップ等の実施など、様々な取組みを合わせることで、より市民周知につながるような仕組みも考えていただきたい。	